

看護小規模多機能型居宅介護
看護小規模多機能ホーム やかた

重要事項説明書

1. 事業主体

事業主体(法人名)	コンフォートライフ合同会社
法人の種類	合同会社
代表者(役職名及び氏名)	代表社員 松田宇善
法人所在地	〒026-0024 釜石市大町第3丁目第9番地16号
電話番号及びFAX番号	電話:0193-31-3301 FAX:0193-31-3302
Eメールアドレス	yakata.home@image.ocn.ne.jp
設立年月日	平成23年9月1日

2 事業所の概要

①事業所の名称等

事業所の名称	看護小規模多機能ホーム やかた
事業所の責任者(管理者)	松田 宇善
開設年月日	令和6年4月1日
介護保険事業者指定番号	0391100054
事業所の所在地	〒026-0024 釜石市大町第3地割第9番地16号
電話番号及びFAX番号	電話:0193-31-3301 FAX:0193-31-3302
交通の便	JR釜石線 釜石駅より 徒歩15分
敷地概要・面積	都市計画区域内 敷地面積: 1110.97㎡
建物概要	構造:木造2階建 延べ床面積: 604.92㎡
損害賠償責任保険の加入先	あいおいニッセイ同和損保保険(株)

②主な設備

宿泊室	9室(定員9名) 1室あたり面積 洋室 8.70㎡ 和室 9.94㎡
食堂、居間	食堂兼居間 50.38㎡ (1人当たり 3.36㎡)
トイレ	トイレ5箇所(車椅子対応トイレ2箇所)
浴室	1室
台所	1室

3 事業の目的と運営方針

事業の目的	コンフォートライフ合同会社が設置する看護小規模多機能ホーム(以下事業所という)が行う指定看護小規模多機能型居宅介護事業(以下事業という)の適正な運営を確保するための人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の管理者、介護職員、看護職員、介護支援専門員(以下従業者という)が要介護状態にある高齢者に対し、適切な指定看護小規模多機能型居宅介護の提供することを目的とする。
運営方針	<ol style="list-style-type: none">指定看護小規模多機能型居宅介護の提供にあたっては、要介護者の心身の特性、希望を踏まえて、住み慣れた地域での生活を継続することができるよう地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、通い、訪問介護、訪問看護及び宿泊を柔軟に組み合わせて適切なサービスを提供する。事業の実施にあたり、利用者一人一人の人格を尊重し、利用者がそれぞれの役割を持って家庭的な環境の下で日常生活を営むことができるよう必要なサービスを提供する。事業の実施にあたり、利用者が通いサービスを利用していない日においては、可能な限り、訪問サービスの提供、電話連絡による見守りを行う等、利用者の居宅における生活を支えるために適切なサービスを提供する。事業の実施にあたっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又は家族に対し、サービスの提供等について、理解しやすいように説明を行う。事業の実施にあたり、関係市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。前各項のほか、「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」に定める内容を遵守し、事業を実施する。

4 事業実施地域、営業時間、定員等

営業日及び営業時間等	営業日:1年 365日 営業時間:24時間
サービス提供時間	通い :基本 9:00~17:00 泊まり:基本 17:00~ 9:00 訪問介護、訪問看護:基本 24時間
通常の事業実施地域	釜石市全域
定員	登録定員 29名、通い:定員 18名、宿泊:9名

5 職員勤務の体制

①職員配置状況

職種	常勤	非常勤	職務内容
管理者	1名	-	事業所を代表し、従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
計画作成者	1名	-	利用者及び家族の必要な相談に応じるとともに適切なサービスが提供されるよう、小規模多機能型居宅介護計画の作成、地域包括支援センターや居宅介護サービス事業所等のほか関係機関との連絡調整等を行う。
介護従事者	10名以上	1名以上	看護小規模多機能型居宅介護計画に基づきサービス提供にあたる。
看護職員	2.5名以上		利用者の健康状態を的確に把握・管理し、利用者の主治医や協力医療機関との連携を行う。

②主な職種の勤務の体制

職種	勤務体制	職種	勤務体制
管理者	8:30~17:30	介護従事者	・早番 7:00~16:00 ・日勤 8:30~17:30 ・遅番 10:00~19:00 ・遅遅番 12:00~21:00 ・夜勤 17:00~翌 9:00
計画作成者 及び 看護職員	8:30~17:30		

6 サービスの概要

通い	食事	食事の提供及び介助をします。食堂でとっていただくよう配慮します。身体状況・嗜好、栄養バランスに配慮して作成した献立表に基づいて提供します。調理、配膳等を介護従事者とともにすることもできます。食事サービスの利用は任意です。
	排泄	利用者の状況に応じ、適切な介助を行うとともに、排泄の自立についても適切な援助を行います。
	入浴	利用者の状況に応じ、衣服の着脱、身体の清拭、洗髪、洗身等の適切な介助を行います。入浴サービスについては任意です。
	機能訓練	利用者の状況に応じた機能訓練を行い身体機能の低下を防止するように努めます。
	健康チェック	血圧測定、体温測定等、利用者の健康状態の把握に努めます。
	送迎	利用者の希望により、ご自宅と事業所間の送迎を行います。
訪問介護	利用者の自宅にお伺いし、食事や入浴、排泄等の日常生活上の世話を提供します。	
訪問看護	主治医から訪問看護指示書を受け自宅に訪問し、専門的なケアを提供します。	
泊り	事業所に宿泊していただき、食事、入浴、排泄等の日常生活上の世話を提供します。	

7 サービス利用料

①介護保険給付サービス利用料(非課税)

保険給付サービス	要介護度別に応じて定められた金額(省令により変更あり)から介護保険給付額を除いた金額が利用者負担額になります。1ヶ月ごとの包括費用(月定額)です。介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせ利用者の負担額を変更します。
----------	---

	月途中から登録した場合、又は月途中から登録を終了した場合には、登録した期間に応じて日割りした料金をお支払いいただきます。登録日とは利用者と事業所が契約を締結した日ではなく、サービスを実際に利用開始した日。登録終了日とは利用者と事業所の利用契約を終了した日。
--	--

・1ヶ月ごとの単位の包括費用

ア 看護小規模多機能型居宅介護利用料

介護度	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
利用者負担	12,447円	17,415円	24,481円	27,766円	31,408円

※ご利用者自己負担額は、原則1割ですが、介護保険証負担割合証に記載された負担割合に応じて、2割又は3割(上記料金表の自己負担額は1割負担の場合)となります。

ア. 専門管理加算 250 単位/月

緩和ケア、褥瘡ケアまたは人工肛門ケア及び人工膀胱ケアに係る専門研修を受けた看護師が計画的に管理を行った場合。特定行為研修を修了した看護師が計画的な管理を行った場合

イ. 緊急時対応加算 774 単位/月

利用者の同意を得て利用者又はその家族等に対して当該基準により24時間連絡できる体制にあつてかつ計画的に訪問することになっていない緊急時における訪問及び計画的に宿泊することになっていない緊急時における宿泊を必要に応じて行う体制にある場合

ウ. ターミナルケア加算 2,500 単位/死亡月

在宅で死亡した利用者に対して死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上ターミナルケアを行った場合

エ. 遠隔死亡診断補助加算 150 単位/回

情報通信機器を用いた在宅での看取りにかかわる研修を受けた看護師が医科診療報酬点数表の区分番号C001に規定する死亡診断加算を算定する利用者についてその主治医の指示に基づき、情報通信機器を用いて医師の死亡診断の補助を行った場合

オ. 認知症加算(Ⅰ)920 単位(Ⅱ)890 単位(Ⅲ)760 単位(Ⅳ)460 単位

①認知症介護実践リーダー研修等修了者を認知症高齢者の日常生活自立度Ⅲ以上の者が20人未満の場合は1以上、20人以上の場合は1に、当該対象者の数が19を超えて10または端数を増すごとに1を加えて得た数以上配置②認知症高齢者の日常生活自立度Ⅲ以上の者に対して、専門的な認知症ケアを実施した場合③当該事業所の従業者に対して、認知症ケアに関する留意事項の伝達または技術的指導に係る会議を定期的開催④認知症介護指導者研修修了者を1人以上配置し、事業所全体の認知症ケアの指導等を実施⑤介護職員、看護職員ごとの認知症ケアに関する研修計画を作成し、実施または実施を予定の場合

カ. 科学的介護推進体制加算 40 単位/月

利用者毎のADL、値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の利用者の心身状況等に係る基本的な情報を厚生労働省提出し情報を適切かつ提供するために活用する場合

キ. 排せつ支援加算(Ⅰ)10 単位/月(Ⅱ)15 単位/月(Ⅲ)20 単位/月

排せつに介護を要する入所者等ごとに、要介護状態の軽減の見込みについて、医師または医師と連携した看護師が施設入所時等に評価するとともに、少なくとも3月に1回、評価を行い、その評価結果等を厚生労働省に提出している場合

ク. 褥瘡マネジメント加算(Ⅰ)3 単位/月(Ⅱ)13 単位/月

①入所者等ごとに褥瘡の発生と関連のあるリスクについて、施設入所時等に評価するとともに、少なくとも3月に一回、評価を行い、その評価結果等を厚生労働省に提出し、褥瘡管理の実施に当たって当該情報等を活用している場合

- ②イの評価の結果、褥瘡が発生するリスクがあるとされた入所者等ごとに、医師、看護師、管理栄養士、介護職員、介護支援専門員その他の職種の者が共同して、褥瘡管理に関する褥瘡ケア計画を作成していること
- ③入所者等ごとの褥瘡ケア計画に従い褥瘡管理を実施するとともに、その管理の内容や入所者等ごとの状態について定期的に記録している場合
- ④イの評価に基づき、少なくとも三月に一回、入所者等ごとに褥瘡ケア計画を見直している場合

ケ. 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) 所定単位数に14.9%を乗じた単位数

介護職員の処遇改善と更なる資質向上の取り組み、雇用管理の改善、労働環境の改善の取り組みを進めている場合

コ. 生産性向上推進加算(Ⅰ)100 単位/月(Ⅱ)10 単位/月

- ①(Ⅱ)の要件を満たし、(Ⅱ)のデータにより業務改善の取組による成果(※1)が確認
- ②見守り機器等のテクノロジー(※2)を複数導入している
- ③職員間の適切な役割分担(いわゆる介護助手の活用等)の取組等を行っている
- ④1年以内ごとに1回、業務改善の取組による効果を示すデータの提供(オンラインによる提出)を行う場合

サ. 中山間地域等における小規模事業所加算 所定単位数の10%加算

厚生労働大臣が定める地域に所在する指定小規模多機能型居宅介護事業所又はその一部として使用される事業所の小規模多機能型居宅介護従事者が指定小規模型居宅介護を行った場合。

シ. 初期加算 30 単位/日

看護小規模多機能型居宅介護に登録した日から起算して 30 日以内に利用した場合

セ. 認知症行動・心理症状緊急対応加算 200 単位/日

医師が認知症の行動心理症状が認められるため在宅での生活が困難であり緊急に短期利用居宅介護を利用することが適当であると判断したものに對しサービスを行った場合

ソ. 若年性認知症利用者受入加算 800 単位/月

受け入れた若年性認知症利用者ごとに個別の担当者を定めている場合

タ. 栄養アセスメント加算 50 単位/月

従業者もしくは外部との連携により管理栄養士を1名以上配置。利用者毎に管理栄養士、看護職員、介護職員、活相談員その他職種が協同し栄養アセスメント実施し、利用者または家族へ説明相談を行っていること。情報を厚生労働省へ提出し栄養管理の実施に当たって当該情報その他栄養管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用している場合

チ. 栄養改善加算 200 単位/月

従業者もしくは外部との連携により管理栄養士を1名以上配置。利用者の栄養状態を利用開始時に把握し、管理栄養士等が共同して、利用者ごとの摂食嚥下機能及び職形態にも配慮した栄養ケア計画を作成していること。利用者ごとの栄養ケア計画に従い、必要に応じて当該利用者居宅を訪問し、管理栄養士等が栄養改善サービスを行っているとともに利用者の栄養状態を定期的に記録していること。利用者毎の栄養ケア計画の進捗状況を定期的に記録していること

テ. 口腔栄養スクリーニング加算(Ⅰ)20 単位/月(Ⅱ)5 単位/月

看護小規模多機能型居宅介護事業所の従業者が利用開始及び利用者中6ごとに利用者の口腔の健康状態及び栄養状態について確認を行い当該情報を利用者を担当する介護支援専門員に提出していること

ト. 口腔機能向上加算(Ⅰ)150 単位/月(Ⅱ)160 単位/月

別に厚生労働省が定める基準に適合しているものとして市町村に届け出、口腔機能が低下している利用者又はその恐れがある利用者に対して、当該利用者の口腔機能の向上を目的として個別に実施される口腔清掃の指導もしくは実施又は摂食嚥下機能に関する訓練の指導もしくは実施であって利用者の心身の状

態の維持または向上に資すると認められるものを行った場合

ナ. 退院時共同指導加算 600 単位/月

病院、診療所、介護老人保健施設、介護医療員に入院中又は入所中の者が退院又は退所するに当たり看護小規模多機能型居宅介護事業所の保健師、看護師または理学療法士、作業療法士、言語聴覚士が退院時共同指導を行った場合

ニ. 特別管理加算(Ⅰ)3000 単位/月(Ⅱ)2500 単位/月

- (Ⅰ)在宅悪性腫瘍患者指導管理等を受けている状態や留置カテーテル等を使用している状態である利用者に対し看護小規模多機能型居宅介護の実施に関する計画的な管理を行った場合
- (Ⅱ)在宅酸素療法指導管理等を受けている状態や真皮を越える褥瘡の状態等である利用者に対し、看護小規模多機能型居宅介護の実施に関する計画的な管理を行った場合

ヌ. 看護体制強化加算(Ⅰ)3000 単位/月(Ⅱ)2500 単位/月

- (Ⅰ)
 - (1)算定日前 3 か月において主治医指示に基づく看護サービスを提供した利用者の占める割合 80%以上
 - (2)算定日前 3 か月において特別管理加算を算定した利用者の占める割合 20%以上
 - (3)算定日前 3 か月において緊急時訪問看護加算を算定した利用者の占める割合 50%以上
 - (4)算定日前 12 カ月においてターミナルケア加算算定した利用者 1 名以上
 - (5)登録特定行為事業者または登録喀痰吸引等事業者として届出している場合
- (Ⅱ):(1)～(3)まで全てに適合している場合

ネ. 訪問体制強化加算 1000 単位/月

訪問サービスを担当する常勤の従業者を 2 名以上配置。1 月あたり提供回数 200 回以上であること。

ノ. サービス体制強化加算(Ⅰ)750 単位/月(Ⅱ)640 単位/月(Ⅲ)350 単位/月

- (Ⅰ)介護福祉士の占める割合 70%以上
- (Ⅱ)介護福祉士の占める割合 50%以上
- (Ⅲ)介護福祉士の占める割合 60%以上

②介護保険給付サービス以外の利用料

以下の金額は利用料金の全額が利用者の負担になります。また消費税が別途かかります。

食事の提供に要する費用	朝食 450円、昼食 650 円、夕食 550 円
宿泊に要する費用	1泊 3,000 円
レクリエーション 趣味活動費	利用者の希望により、教養娯楽としてレクリエーションや趣味活動等に参加していただくことができます。レクリエーション材料費やお出かけした時、外食代等実費。

③その他

医療費、理美容代、おむつ代、リネンリース代(1日税込80円)等日常生活においても通常必要となるものにかかる費用であって、利用者が負担することが適当と認められる費用。

④電化製品持込料

電化製品(テレビ、電気敷き毛布、電気カーペット等)を持ち込まれる場合、1点に対し1ヶ月税込 500 円を申し受け致します。退所の場合は1ヶ月単位での計算となります。

8 利用料金の支払い方法

利用料 その他の費用の請求	利用料、その他の費用はサービス提供ごとに計算し、利用月ごとの合計金額により請求いたします。 請求書は利用明細を添え利用月の翌月上旬に利用者様あてにお届けします。
------------------	---

利用料 その他の費用の支払い	請求月の月末までに、下記のいずれかの方法によりお支払いください。 ア) 自動口座引き落とし イ) 事業者指定口座への振り込み ウ) 事業所での現金支払い 【事業者指定口座振り込みの場合】 岩手銀行 釜石支店 普通預金 口座番号 2045052 口座名義 松田 宇善 (マツダ タカヨシ) お支払いを確認しましたら領収書をお渡しますので必ず保管をお願いします。
-------------------	--

9 利用にあたっての留意事項

被保険者証の提示	サービス利用の際には、介護保険被保険者証を提示してください。
サービス提供中	気分が悪くなったときは、速やかに申し出てください。
食 事	食事サービスの利用は任意です。 お弁当をご持参いただくこと可能。その場合あらかじめ事業所に申し出てください。
送 迎	決められた時間に遅れると送迎できない場合があります。
訪問介護	訪問サービスの提供にあたって、次に該当する行為はいたしません。 ・医療行為 ・利用者の家族に対する訪問介護サービス ・飲酒及び利用者又はその家族等の同意なしに行う喫煙 ・利用者又はその家族等からの金銭又は物品の授受 ・利用者又はその家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動 ・利用者又はその家族等に行う迷惑行為
訪問看護	訪問提供にあたって、主治医の訪問看護指示書に基づいて訪問させていただきます。 電話相談は随時行っておりますので体調不良時には気軽にご相談下さい。
宿 泊	急な利用希望はできるだけ対応いたしますが、宿泊室の定員を超える場合は、利用できないことがあります。他の利用者の希望もありますので、調整させていただくことがあります。
設備、備品の使用	事業所内の設備や備品は、本来の用法に従ってご利用ください。本来の用法に反した利用により破損等が生じた場合は、弁償していただく場合があります。
迷惑行為等	騒音等他の利用者の迷惑になる行為はご遠慮ください。 また無断で他の利用者の宿泊室に立ち入らないようにしてください。
喫煙	敷地内全面禁煙
所持品の持ち込み	高価な貴重品や大金はこちらで管理できません。
動物の持ち込み	ペットの持ち込みはお断りいたします。
宗教活動政治活動	事業所内で他利用者に対する宗教活動及び政治活動はご遠慮ください。
受 診	利用者の医療機関との関わりは、基本的に家族対応が原則である事をご了承下さい。

10. 秘密の保持と個人情報の保護について

利用者及びその家族に関する秘密の保持について	<ol style="list-style-type: none"> ① 事業者は、利用者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。 ② 事業者及び事業者の使用する者(以下「従業者」という。)はサービス提供をする上で知り得た利用者又はその家族の秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。 ③ また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。 ④ 事業者は、従業者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。
------------------------	--

個人情報保護について	<p>① 事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いません。また、利用者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の家族の個人情報を用いません。</p> <p>② 事業者は、利用者又はその家族に関する個人情報が含まれる記録物(紙によるものの他、電磁的記録を含む。)については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。</p> <p>③ 事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。(開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります。)</p>
------------	---

11. 人権擁護と高齢者虐待防止法

- ・当施設は、虐待防止に関する責任者を選定しています。
【虐待防止に関する責任者:(職・氏名) 管理者 小山賢】
- ・当施設は、虐待防止のための指針を整備します。
- ・当施設は、成年後見人制度の利用を支援します。
- ・当施設は、苦情解決体制を整備しています。
- ・当施設は、従業者に対する人権擁護・虐待防止の委員会及び啓発するための研修を定期的に行います。

12. 緊急やむを得ない場合の身体拘束の手続き 身体拘束等の適正化に向けての取り組み

- ・当施設は、身体的拘束等の適正化の指針を整備します。
- ・サービス提供に当たり、ご利用者(入所者)または他のご利用者(入所者)の生命 または身体を保護するためやむを得ない場合を除き、身体拘束を行いません。
- ・緊急やむを得ず身体拘束を実施する場合は、その事由をご利用者(入所者)及び保証人に、【緊急やむを得ない身体拘束に関する説明書】をもって説明し、同意を得ます。
- ・当施設は、緊急やむを得ず行う身体拘束について、実施状況の記録を整備し、その廃止に向けて対策を検討する委員会を開催するなど、身体的拘束等の適正化の取り組みを行います。
- ・身体拘束等の適正化のための従業者に対する研修を定期的に行います。

13. 感染症予防及び感染症発生時の対応(衛生管理等を含む)

- ・当施設の用に供する施設、食器、その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、衛生上必要な措置を講じます。
- ・当施設において感染症の発生又はまん延しないように必要な措置を講じるとともに、食中毒及び感染症の発生防止するための措置等について、必要に応じて保健所の助言・指導を求めるとともに、常に密接な連携に努めます。
- ・当施設は、感染症対策の指針を整備します。
- ・当施設は感染症発生防止のための委員会及び従業者に対する研修、発生時の訓練を定期的に行います。

14. サービス内容に関する苦情

(1) 当施設お客様相談・苦情窓口

- ・担当者 小山賢
- ・電話 0193-31-3301
- ・受付日 年中(ただし、12月29日～1月3日を除く)
- ・受付時間 午前9時00分～午後5時00分

(2) 苦情処理

事業者は、利用者からの相談・苦情等に対し、迅速に対応します。

(3) その他

当事業所以外に、お住まいの市町村等に相談・苦情窓口等に苦情を伝えることができます。

担当: 釜石市地域包括支援センター 電話 0193-22-2620
 岩手県国保連合会 介護保険課 分室 電話 019-604-6700

15. 契約の終了

- (1)利用者は、事業所に対して、1週間の予告期間においてこの契約を解除できます。
- (2)次の事由に該当した場合は、事業所は、利用者に対して1週間の予告期間において、この契約を解除することができます。
- ① 利用者のサービス利用料金の支払いが正当な理由なく2カ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず1週間以内に支払われない場合。
 - ② 利用者が病院または診療所等に入院し、明らかに3週間以内に退院できる見込みがない場合または3週間を経過しても退院できないことが明らかな場合。
- (3)利用者が要介護認定更新で非該当と認定された場合、所定期間の経過をもってこの契約は終了します。
- (4)入居者又はその家族等から、社会通念上許容される限度を超えるセクハラ等行為の行為によって相互の信頼関係が損壊し改善の見込みがなく、本契約の目的を達することが不可能になった場合
- 1)身体的暴力～身体的な力を使って危害を及ぼす行為
例)コップを投げつける/蹴られる/唾を吐く
 - 2)精神的暴力～個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり貶めたりする行為
例)大声を発する/怒鳴る/特定の職員に嫌がらせをする/理不尽なサービスを要求する/入居者の話を鵜呑みにして一方的に叱る、罵る
 - 3)セクシャルハラメント～意に沿わない性的な誘い掛け、好意的態度の要求、性的いやがらせ行為
例)必要もなく手や腕を触る/抱きしめる/入浴介助中、あからさまに性的な話をする
- ※ただし、以下の内容は「ハラメント」に該当しません。
- ・認知症等の病気又は障害の症状として現れた言動
 - ・料金の滞納(不払いの際の言動がハラメントに該当することがあります)
 - ・苦情の申し立て(苦情の申し立ての際の言動がハラメントに該当することがあります)
- (5) 次の事由に該当した場合は、この契約は自動的に終了します。
- ① 利用者が他の介護保険施設等へ入院、入所した場合
 - ② 利用者が死亡若しくは被保険者資格を喪失した場合。

16. 非常災害時の対策

非常災害時の対応方法	<ol style="list-style-type: none"> 1 指定看護小規模多機能型居宅介護の提供中に天災その他の災害が発生した場合、従業者は利用者の避難等適切な措置を講ずる。また、管理者は日常的に具体的な対処方法、避難経路及び協力機関等との連携方法を確認し、災害時には避難等の指揮をとる。 2 非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等の災害に対処する計画作成し、防火管理者または火気・消防等についての責任者を定め、年2回定期的に避難、救出その他必要な訓練を行う。 3. 当施設は、大地震等の自然災害、感染症のまん延等、あらゆる不測の事態が発生しても事業を継続できるよう計画(BCP)を策定し、研修の実施、訓練を定期的に行います。
消防計画等	消防署への届け出 平成23年8月31日 防火管理者：松田 宇善
防犯防火設備 避難設備等の概要	消火器具、自動火災報知器、火災通報装置、誘導灯、カーテンは防災性能のあるものを使用。

17. 緊急時の対応方法

事故発生時や 利用者の体調悪化時の 緊急時の対応方法	<ol style="list-style-type: none"> 1.サービス提供を行っているときに利用者に病状の急変、その他緊急事故が生じたときは速やかに主治医や協力医療機関等に連絡する等の必要措置を講じる。 2.利用者に対する指定看護小規模多機能型居宅介護の提供により事故発生した場合は、市役所、当該利用者の家族等に連絡するとともに、必要な措置を講じる。 3.利用者に対する指定看護小規模多機能型居宅介護の提供により事故発生した場合は、事故状況及び事故に際してとった処置について記録する。
----------------------------------	---

	4.事故が生じた際にはその原因を解明し、再発防止の対策を講じる。 5.利用者に対する指定看護小規模多機能型居宅介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。
協力医療機関	「11 協力医療機関等」参照
主治医	利用者の主治医
	所属医療機関名
	所在地
	電話番号
家族等	緊急連絡先のご家族等
	住所
	電話番号

18. 協力医療機関等

協力医療機関	平野内科医院
	所在地 釜石市大渡町 3-15-26 電話 0193-22-1273
協力歯科医療機関	工藤歯科医院
	所在地 釜石市大町 3-1-35 電話 0193-22-6480

19. 秘密の保持

利用者及びその家族に関する秘密の保持について	事業者及び事業者の従業者は、サービス提供をするうえで知り得た利用者及びその家族に関する秘密を正当な利用なく第三者に漏らしません。この秘密を保持する義務は、契約が終了した後も継続します。
従業者に対する秘密の保持について	従業者は入社時に秘密保持誓約書に記名、捺印し、サービス提供をするうえで知り得た利用者及びその家族に関する秘密を保持する義務を誓約しています。また、その職を辞した後も秘密の保持の義務はあります。
個人情報の保護について	事業者は、利用者の個人情報を用いる場合は、利用者又はその家族の同意を得ない限り、サービス担当者会議等において利用者の個人情報を用いません。また、利用者の家族の個人情報についても、利用者又はその家族の同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の家族の個人情報を用いません。事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。

20. 看護小規模多機能型居宅介護計画

看護小規模多機能型居宅介護計画について	看護小規模多機能型居宅介護サービスは、利用者一人一人の人格を尊重し、住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、通いサービス、訪問サービス、宿泊サービスを柔軟に組み合わせることにより、地域での暮らしを支援するものです。事業所の計画作成担当者（介護支援専門員）は、利用者の状況に合わせて適切にサービスを提供するために、利用者と協議のうえで看護小規模多機能型居宅介護計画を定めその実施状況を評価し、利用者の状態に応じた多様なサービスの提供に努め、さらに作成後は実施状況の把握を行い、必要に応じて介護計画の変更を行います。
サービス提供に関する記録について	サービス提供に関する記録は、その完結の日から2年間保管します。また、利用者又は利用者の家族はその記録の閲覧が可能です。

21. 身体的拘束等について

身体的拘束等の禁止	事業者は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行いません。
-----------	--

緊急やむを得ない 場合の検討	緊急やむを得ない場合は、以下の要件をすべて満たす状態であるか管理者、 計画作成担当者、看護職員、介護職員で検討します。 ・当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が 著しく高い場合。 ・身体的拘束等を行う以外に代替する介護方法がないこと。 ・身体的拘束等が一時的であること。
家族への説明	緊急やむを得ない場合は、あらかじめ利用者の家族に、身体的拘束等の内容、 目的、理由、拘束等の時間帯、期間等を詳細に説明し、同意を文書で得た場合 に、その条件と期間内においてのみ行うものとします。
身体的拘束等の記録	身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状 況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。

22. 運営推進会議の概要

運営推進会議の目的	サービス提供に関して、提供回数等の活動状況を報告し、運営推進会議から評 価、要望、助言を受け、サービスの質の確保及び適切な運営ができるよう設置し ます。運営推進会議に対し、通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活 動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議か ら必要な要望、助言等を聴く機会を設けます。また、報告・評価・要望・助言等 についての記録を作成し、公表します。
委員の構成	利用者代表、利用者家族代表、町内会代表、民生委員、釜石市地域包括支援セ ンター等
開催時期	おおむね2ヶ月に1回開催

令和 年 月 日

上記の内容について「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第34号)」第88条により準用する第9条の規定にもとづき、利用者に説明を行いました。

事業所 釜石市大町第3地割第9番地16号
名称 看護小規模多機能ホーム やかた

説明者氏名 _____ 印

私は、本書面により、事業者から看護小規模多機能型居宅介護についての重要事項の説明を受け、サービスの提供開始に同意します。

利用者 住 所 _____

氏 名 _____ 印

(代理人) 住 所 _____

氏 名 _____ 印